

新々・総合特別事業計画（抄）

（第三次計画）

当資料では、2017年5月に認定を受けた新々・総合特別事業計画から変更があった項目のみを記載し、変更箇所を赤字とした。

2017年5月18日（認定）

2017年7月26日（変更認定）

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

東京電力ホールディングス株式会社

<目次>

目次中の赤字は変更があった項目

1. 新々・総合特別事業計画（第三次計画）の全体像	2
（1）策定に当たって（背景）	2
（2）東電のこれまでの取組と評価	2
（3）新々・総特の枠組み、経営の基本方針	2
2. 事業戦略	2
I) 福島事業	2
（1）賠償	2
（2）復興	4
（3）廃炉	4
II) 経済事業	4
（1）燃料・火力事業（東京電力フュエル&パワー）	4
（2）送配電事業（東京電力パワーグリッド）	4
（3）小売事業（東京電力エナジーパートナー）	4
（4）原子力事業	4
（5）再生可能エネルギー事業等	4
（6）コーポレート機能	4
3. 資産及び収支の状況に係る評価	4
（1）収支の見通し	4
（2）資産と収支の状況に係る評価	4
4. 経営責任の明確化のための方策・関係者に対する協力要請	4
（1）経営責任の明確化のための方策	4
（2）金融機関及び株主への協力要請	4
5. 資金援助の内容	4
（1）東京電力ホールディングスに対する資金援助の内容及び額	4
（2）交付を希望する国債の額その他資金援助に要する費用の財源	5
6. 機構の財務状況	5

1. 新々・総合特別事業計画（第三次計画¹）の全体像

<略>

2. 事業戦略

I) 福島事業

(1) 賠償

① 損害賠償の迅速かつ適切な実施のための基本的考え方

<略>

② 原子力損害の状況と要賠償額の見通し

東電は、中間指針に示された損害項目に対応して賠償に取り組んでおり、2017年5月に認定を受けた新々・総特において、要賠償額の見通しを8兆4,641億7,700万円に見直した。しかしながら、出荷制限指示等による損害、風評被害等の見積額の算定期間の延長に加え、除染等費用の一部について、応諾実績の増加や、除染作業及び除染事業に関する取扱いの整理が進展したことにより、一定の予見可能性が生じてきたこと等を踏まえて見直した結果、要賠償額の見通しは9兆7,047億400万円となった。

なお、実際の賠償支払の実績を踏まえて賠償額を算定することが必要な項目等について、時間の経過とともに要賠償額が更に増加せざるを得ないような場合には、今後とも、賠償の支払に支障が生じることのないよう、所要の資金援助を求めていく。

¹ これまで認定された特別事業計画について、総合特別事業計画（2012年5月9日認定）を第一次計画（以下、「旧総特」という。）、新・総合特別事業計画（2014年1月15日認定）を第二次計画と整理し、今般策定する新々・総合特別事業計画は第三次計画とする。

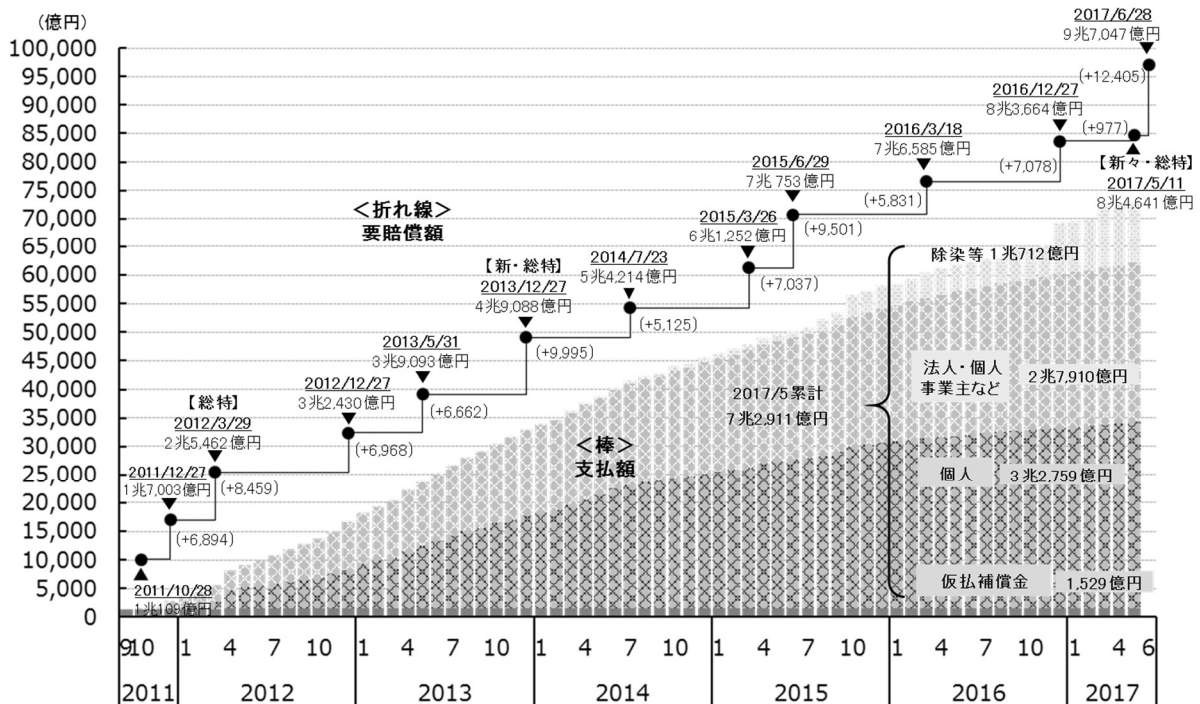
【項目別賠償額】

	要賠償額 (今回変更計画)	賠償合意実績* (2017年5月末現在)
I. 個人の方に係る項目	21,453億円	19,397億円
検査費用等	3,374億円	2,569億円
精神的損害	11,513億円	10,619億円
自主的避難等	3,681億円	3,627億円
就労不能損害	2,883億円	2,581億円
II. 法人・個人事業主の方に係る項目	28,778億円	26,406億円
営業損害、出荷制限指示等による損害及び風評被害	22,272億円	21,421億円
一括賠償（営業損害、風評被害等）	3,206億円	1,719億円
間接損害等その他	3,299億円	3,265億円
III. 共通・その他	18,408億円	16,408億円
財物価値の喪失又は減少等	13,559億円	13,119億円
住居確保損害	4,598億円	3,039億円
福島県民健康管理基金	250億円	250億円
I～III. 被災者賠償 小計	68,640億円	62,212億円
IV. 除染等*	28,406億円	10,712億円
合計	97,047億円	72,925億円

※閣議決定及び放射性物質汚染対処特措法に基づくもの。

注) 振込手続き中等の未払い分を含むため、支払額とは一致しない。

【賠償支払額及び要賠償額の推移】



(2) 復興

<略>

(3) 廃炉

<略>

II) 経済事業

<略>

3. 資産及び収支の状況に係る評価

<略>

4. 経営責任の明確化のための方策・関係者に対する協力要請

<略>

5. 資金援助の内容

(1) 東京電力ホールディングスに対する資金援助の内容及び額

要賠償額の見通しが9兆7,047億400万円となったため、機構は東電に対し、当該要賠償額から原子力損害の賠償に関する法律第7条第1項に規定する賠償措置額として既に東電が受領している1,889億2,666万円²を控除した9兆5,157億7,733万円³を損害賠償の履行に充てるための資金として交付する。

² 原子力損害賠償補償契約に関する法律第2条に定める原子力損害賠償補償契約に基づき、2015年3月4日に受領した福島第二原子力発電所事故に対する賠償に係る補償金68,926,669,425円を含む。

³ 万円未満の端数は切り捨てている。

表：これまでの要賠償額・資金援助額の推移

資金援助の申請年月日	要賠償額	資金援助額（累計）
2011年10月28日	1兆109億円	8,909億円
2011年12月27日	1兆7,003億円	1兆5,803億円
2012年3月29日	2兆5,462億円	2兆4,262億円
2012年12月27日	3兆2,430億円	3兆1,230億円
2013年5月31日	3兆9,093億円	3兆7,893億円
2013年12月27日	4兆9,088億円	4兆7,888億円
2014年7月23日	5兆4,214億円	5兆3,014億円
2015年3月26日	6兆1,252億円	5兆9,362億円
2015年6月29日	7兆753億円	6兆8,864億円
2016年3月18日	7兆6,585億円	7兆4,695億円
2016年12月27日	8兆3,664億円	8兆1,774億円
2017年5月11日	8兆4,641億円	8兆2,752億円
2017年6月28日（今回）	9兆7,047億円	9兆5,157億円

（２） 交付を希望する国債の額その他資金援助に関する費用の財源

今後も被害者の方々に対する賠償金支払いに万全を期するため、緊急の対応が必要となる場合に備えて、機構において機動的な対応をとることが必要である。

このため、2016年福島復興指針において、機構が損害賠償のために十分な資金援助のための資金枠を準備することを目的として示された試算値を踏まえ、平成29年度予算において計上されている4.5兆円（これまで交付を受けた分と合わせ、累計13.5兆円）の国債の交付を**受けた**。

また、必要に応じて、機構が資金援助のための資金を確保するため、政府保証枠を活用し、金融機関から必要な資金を調達する。

6. 機構の財務状況

<略>